3　第一項に規定する方法によって調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。	
（映像と音声の送受信による通話の方法による審問） **第四十一条の二**　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審問の期日における手続を行うことができる。 2　前項の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。 3　第一項に規定する方法によって審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調書に記載しなければならない。	［新設］
（進行協議） **第四十三条の四**　［略］ 2　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。 ［3　略］ 4　第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 ［5　略］	（進行協議） **第四十三条の四**　［同上］ 2　裁定委員会は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。 ［3　同上］ 4　裁定委員会は、第二項の規定により、進行協議における手続を行うときは、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。 ［新設］ ［5　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。